

2018年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、今年度は監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
46	17	9	17	160	52.9%	9.4件

※2018年4月1日現在

(2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。昨年度本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。

文書指摘の具体的事例

◇ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。

評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、理事会で決定していないまま評議員会が招集されていた。

(法第45条の9第10項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用)、法施行規則第2条の12、ガイドラインI-6-(1)-2)

<改善の際の注意点>

改正社会福祉法施行以降、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、あらかじめ理事会で決議を行うことが必要です。評議員会を招集する際は、これらを理事会で決議した上で招集してください。なお、改正後に可能となった評議員会の決議の省略の方法により行う場合にも、その旨をあらかじめ理事会で決議するようにしてください。

◇ 理事会に2回以上続けて欠席した監事がいるので、是正すること。

社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従うとされている。よって、監事は、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないが、前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席していた。

(法第38条、民法第643条及び第644条、審査基準第3-1-(3)、ガイドラインI-5-(3)-1)

<改善の際の注意点>

理事会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては監事交代を検討してください。善管注意義務に則り、監事の出席を促してください。

◇ その他の積立金を計上する際は積立ての目的を示す名称を付すこと。

将来の特定の目的のための積立金を計上する際には、積立ての目的を示す名称を付さなければならないにもかかわらず、積立ての目的を示す名称を付していないその他積立金が存在していた。

(会計基準省令第6条第3項、運用上の取扱い別紙19、留意事項別紙19、ガイドラインIII-3-(3)-3)

<改善の際の注意点>

その他の積立金を計上する際は、中区分の勘定科目で積立ての目的を具体的に示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるようにしてください。

◇ 拠点区分ごとに作成すべき附属明細書が作成されていないので是正すること。

就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しなければならないにもかかわらず、作成していない。

(法第45条の24、会計基準省令第30条、運用上の取扱い別紙25、ガイドラインIII-3-(5)-2)

<改善の際の注意点>

就労支援事業においては、就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成が必要になるため、漏れなく作成してください。

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。 (法第 45 条の 9 第 8 項、ガイドライン I -3-(2)-2)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、評議員会において議案ごとに確認し議事録に記録すること、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入すること、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定めることなどが考えられます。法人に合った方法で確認してください。</p>	1 1
<p>○ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。 (法第 45 条の 14 第 5 項、ガイドライン I -6-(1)-2)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、理事会において議案ごとに確認し議事録に記録すること、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入すること、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定めることなどが考えられます。法人に合った方法で確認してください。</p>	1 0
<p>○ 法令に従い、必要な情報をインターネットで公表していない。 (法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号、法施行規則第 10 条第 1 項、ガイドライン III-4-(3)- 1)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法施行後は、事業運営の透明性の向上を図るため、情報公開の対象範囲がさらに拡大されました。役員等名簿、役員等報酬等支給基準及び定款は、法人のホームページによる掲載が必要です。</p>	1 0

<p>○ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 (法第 43 条第 3 項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項準用)、ガイドライン I-5-(2)-1)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。評議員会の前までに、現任の監事に、新監事の選任議案についての同意を得る必要があります。監事ごと又は監事の連名による同意書を受けてください。</p>	9
<p>○ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。 (法第 45 条の 14、第 9 項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条第 2 項準用)、ガイドライン I-6-(1)-1)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。特に、役員を選任する定時評議員会の直後に開催される理事会では、新たな理事、監事に対する理事会の招集通知の発出が間に合わないことから、招集通知の省略について全員の同意を得ることが必要となるため注意してください。欠席理事・監事からは、同意書の提出を受け、当日の議事録とあわせて保管することが望ましいです。</p>	7
<p>○ 登記しなければならない事項について、期限までに変更登記が行われていない。 (登記令第 3 条、ガイドライン III-4-(4)-3)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>登記手続は、登記事項によって期限が定められています。目的等、事務所、代表者に変更が生じたときは 2 週間以内、資産総額に変更が生じたときは会計年度終了後 3 か月以内に登記が必要です。今年度は代表者変更に係る登記遅延の事例が多くありました。理事長が重任した場合でも、変更登記が必要です。任期ごとの理事長の就任後、2 週間以内に変更登記を行ってください。</p>	6

<p>○ 評議員会の1週間前又は定款に定めた期間までに評議員に通知がされていない。</p> <p>(法第45条の9第10項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項準用)、ガイドラインI-3-(2)-1)</p>	5
<p><改善の際の注意点></p> <p>評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、招集通知に記載し、理事が評議員会の1週間前又は定款で定めた期間までに評議員に書面又は電磁的方法により通知する必要があります。</p>	

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和26年6月21日厚生労働省令第28号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
登記令	昭和39年政令第29号「組合等登記令」
会計基準省令	平成28年厚生労働省令第79号「会計基準省令」
運用上の取扱い	平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」